

# 名古屋議定書時代を迎えてアクセスと利益配分問題を理解する

森岡 一

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-1-1

国立遺伝学研究所知的財産室 ABS 学術対策チーム

## はじめに

本論文は、2015年11月21日に開催された日本甲虫学会第6回大会・日本昆虫分類学会第18回大会合同大会公開シンポジウム「生物多様性条約と昆虫研究：名古屋議定書・ABS問題」において発表したものを加筆修正したものである。

## 生物多様性条約とは

遺伝資源の取得、利用、成果に関する国際的な規則が1993年に発効した生物多様性条約である。生物多様性条約の基本原則は、「生物資源には存する国の主権的権利が及ぶ<sup>1)</sup>」ことである。すなわち、遺伝資源の取り扱いについて、存する国（提供国）が統治し、決定することができる。遺伝資源は、生物多様性条約以前の人類共有の遺産から、存する国（提供国）の主権的権利が及ぶものとなり、大きく転換したことになる。遺伝資源の利用者はこの原則を遵守する義務がある。

この原則が及ぶ範囲は、提供国に存する遺伝資源のみならず、この条約の規定に従って獲得した利用国にある遺伝資源にも及ぶ<sup>2)</sup>。利用国で保存している提供国の遺伝資源は、提供国と同意し合意した条件で取り扱うことが求められる。提供国と同意し合意した条件と異なる条件で第三者に移転することはできない。異なった利用条件で第三者に移転する場合には改めて提供国と同意し合意しなければならない。

提供国に存するかあるいは利用国に保存している遺伝資源を取得する場合には、相互に合意する条件が必要である<sup>3)</sup>。相互に合意する条件とは、当事者である提供者と利用者が合意した契約書を作成し、その契約に基づいて取得することをいう。

提供国から遺伝資源を取得するためには、利用者が事前に届け出た情報に基づいて、その遺伝資源の提供国が同意した場合に限られる<sup>4)</sup>。つまり、利用者が遺伝資源を取得する場合、提供国の権威ある当局に取得・利用に関する様々な情報を事前に届け出て、その情報をもとに提供国が審査し許可することになる。つまり、利用者が遺伝資源を取得するためには提供国の事前の許可が必須であ

る。

ただし、提供国が別段の決定を行う場合には事前の情報に基づく提供国の同意は必要でないとも決められている。別段の決定を行っている提供国として日本などいくつかの国がある。日本の遺伝資源を欧州等に移転する場合、環境省のサイト<sup>5)</sup>をチェックして、事前の同意が必要ないことを移転先に知らせるのがよい。

遺伝資源の研究および開発の成果ならびに商業的利用その他の利用から生ずる利益を対象となる遺伝資源の提供国と公正かつ衡平に配分することが利用者の義務である<sup>6)</sup>。学術研究者の場合、遺伝資源を学術目的で研究および開発した成果から生ずる利益を、提供国と公正かつ衡平に配分するということである。ここで規定されている利益には非金銭的利益と金銭的利益があると名古屋議定書の付属書でリストアップされている<sup>7)</sup>。非金銭的利益には研究成果の共有や教育訓練への貢献などがある。利益配分に関して提供国が法令を定めることができる。更に、その配分方法については当事者間の合意、つまり契約が必要とされている。

## 提供国の国内措置とは

生物多様性条約第15条第1項の規定に従い生物多様性条約を批准している国は、国内の法令を作ることができる。しかし、遺伝資源へのアクセスと利益配分について国内の制度を制定している提供国は現在それほど多くない。約50か国程度と考えられるが、今後名古屋議定書の提供国措置を整備し批准する国が増えれば、それにつれて提供国のアクセスと利益配分に関する制度が整備されていくものと予想される。

アクセスと利益配分制度を最もよく整備している国はインドである。インドでは2002年にインド生物多様性法2002 (Biodiversity Act 2002)<sup>8)</sup>が施行されている。更に、生物多様性法2002に基づく規則<sup>9)</sup>、ガイドライン<sup>10)</sup>が多数整備されている。また新たな法整備に関する研究活動も盛んであり、インドの制度がその他の提供国に広まっていく可能性が高い。

これらの法令の運用を行なう組織としてイン

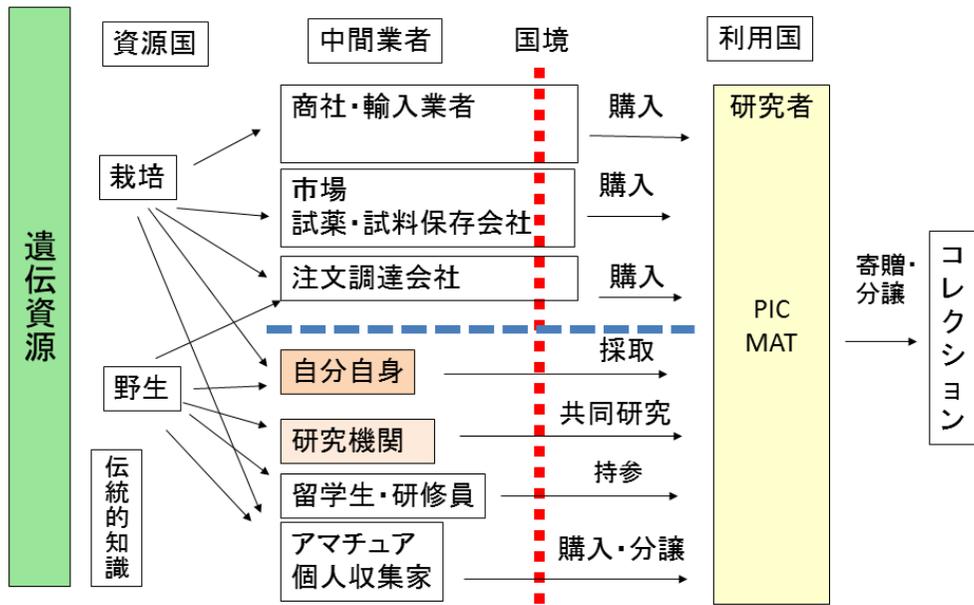


図1. 遺伝資源アクセスの現状.

ドの国家レベルでは国家生物多様性局 (National Biodiversity Authority: NBA と略)<sup>11)</sup> が設立され、地方政府、自治体レベルでそれぞれの管理組織が作られている。インドの生物多様性法 2002 の詳しい内容は省略するが、特徴として、外国人等が参加している組織は NBA による事前の許可なしには生物資源や関連する伝統的知識を取得することはできない。また、インド起源またはインドから取得した生物資源に関する研究結果を、NBA の事前の承認なく外国人や組織に移転することが禁じられている。したがって、学術研究で、研究サンプルをインド国外の共同研究機関に持ち出すことは厳禁であり、研究の停滞を招く恐れがある。インドから得られた遺伝資源に関する発明について、インド国内で知的財産権を申請する者は、すべて国家生物多様性局の事前の承認を得ることが要求される。2014 年に発表された利益配分に関するインドのガイドライン<sup>12)</sup> には、細かな利益配分方法が記載されている。このように遺伝資源探索をインドで行なうには、相当厳しい条件をクリアする必要がある。

アクセスと利益配分制度が未整備である提供国の中には、遺伝資源に関連する法令で規制する国がある。また、ほとんどの加盟国では生物多様性戦略を定めており、その中でアクセスと利益配分に関する記載をしている。したがって明確なアクセスと利益配分制度を持たない提供国であっても、名古屋議定書の原則を理解し、その規定する要件

について相手国と相談し、最低要件を取得することが求められる。

アクセスと利益配分制度が未整備の国で政府当局から許可をもらい当事者間で契約できる最も確実な方法は、提供国の研究者と共同研究を企画し、その研究者に当局と接触してもらい、必要な許可条件情報を入手してもらうことである。具体的な方法については、多少の経験を共有している ABS 学術対策チームに問い合わせていただきたい。

#### 名古屋議定書とは

1993 年から生物多様性条約が有効になったにもかかわらず、その基本原則が守られず、不正に入手された遺伝資源が利用され、利用に伴う利益配分が適切に提供国に配分されない状況が続いていた。提供国の不満を解消するため、2002 年にアクセスと利益配分について具体的な方法を示したボン・ガイドラインが合意された。

しかし、提供国はより厳しい拘束力のある制度を主張し、ボン・ガイドライン実行を主張する利用国側と対立した。長い議論の結果、利用国政府が利用者の遵守行為をモニターするという生物多様性条約にはない新たな方式を導入することで実効性を高める方向に収束した。最終的に合意が成立し、2010 年に名古屋議定書が作成された。

生物多様性条約の目的の一つとして「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」が

ある。生物多様性条約のこの目的を確実に実行するために、法的拘束力のある遺伝資源の取り扱いを定めたのが名古屋議定書であり、2014年10月12日から発効している。

名古屋議定書とは、提供国側のアクセスと利益配分規則に加え、利用国側の遵守とモニター規則が含まれることになる。利用国側の制度は、提供国の法令や規則の利用者遵守を利用国政府がモニターするという新しいコンセプトに基づく制度といえることができる。

名古屋議定書では、遺伝資源の提供国の法令や規則を遵守すること、提供国の事前の同意を取得して、アクセスと利益配分を含む当事者間の相互合意を実施することが利用者の遵守義務として定められている。また遺伝資源が利用されている国の政府が、利用者の遵守が適切に行われるような制度を設定する<sup>13)</sup>。これはいわゆる利用国による遵守および監視の国内措置と呼ばれている。遵守の措置には、提供国から利用者違反の申し立てがあった場合に協力する義務が利用国政府にあることが定められている<sup>14)</sup>。

また、名古屋議定書には、遵守の透明性を高める措置として、利用国政府が遺伝資源利用者の監視を行うことが規定されている<sup>15)</sup>。監視制度には、監視するための機関であるチェックポイントが設置され、利用申告制度や査察制度などあり、利用者が遵守義務に違反した場合の措置も規定される。名古屋議定書に基づく日本政府の遵守と監視に関する措置について、環境省を中心に関係省庁間で現在検討されている。

利用国政府機関が行う監視によって集積された情報は情報センターと呼ばれるABSクリアリングハウス<sup>16)</sup>に提供される<sup>17)</sup>。規定に従って発給された事前の情報に基づく同意すなわち許可証が提供国からABSクリアリングハウスに提供されたとき、許可証は国際的に認められた遵守の証明書となる<sup>18)</sup>。

国際的に認められた遵守の証明書は、提供国の国内法令および規則に従い、事前の情報に基づく同意により取得されており、相互に合意する条件が設定されていることを国際的に認める証明書の役割を果たす<sup>19)</sup>。

国際的に認められた遵守の証明書は、ABSクリアリングハウスのウェブサイトから秘密情報を除き公開され、誰でも見ることができる。つまり世界中の誰でも利用者がどのような利用状況にあるかを知ることが可能になる。その結果、利用者の利用活動が正しく行われているか確認する世界的な活動が増加すると考えられる。学会等でも確認のためのガイ

ドラインや行動規範を作ることが予想される。

### 欧州連合規則とは

欧州連合(EU)では、名古屋議定書に基づいた利用国の国内措置としてEU規則511/2014が2015年10月にすべて発効した<sup>20)</sup>。EU規則は欧州連合加盟国で法律としてそのまま実行可能である。

欧州連合加盟国では、罰則規定を含む国内制度を制定中である<sup>21)</sup>。更に、欧州連合では、EU規則のいくつかの条項についてより詳しい実施細則<sup>22)</sup>を定め、2015年11月から発効させた。2016年1月現在、EU規則の不明確な点についてガイドラインを作成することが決まっている。

欧州連合加盟国のいくつかの国ではすでに国内の制度を整備している。例えば、英国では名古屋議定書遵守規則<sup>23)</sup>が制定され、すでに実施されている。主にEU規則の遵守規定に違反した場合の取り決めが決められている。フランスでは生物多様性法案が現在審議されている。

遺伝資源利用研究者にとって重要なEU規則条項はdue diligence(自己責任に基づく自己遵守)という第4条である<sup>24)</sup>。すなわち、遺伝資源利用者は、「適用のあるアクセス及び利益の配分に関する(提供国)国内の法令又は規則に従って取得され、並びに利益が適用のある(提供国)法令又は規則に従って相互に合意する条件に基づいて公正かつ衡平に配分されることを確実に」にする義務がある。具体的に遺伝資源利用者が守らなければいけないことは次の3点である<sup>25)</sup>。

1. 利用者は、国際的に認められた遵守の証明書とその後の利用者(第三者)に関連する相互に合意する条件の内容情報を入手
2. 利用者は、国際的に認められた遵守の証明書とその後の利用者(第三者)に関連する相互に合意する条件の内容情報を保存
3. 利用者は、国際的に認められた遵守の証明書とその後の利用者(第三者)に関連する相互に合意する条件の内容情報をその後の利用者(第三者)に伝達

つまり、アクセスと利益配分に関する情報を入手し、保存し、その後の利用者である第三者に伝達することが義務となる。国際的に認められた遵守の証明書がない場合、アクセスと利益配分に関する明確な情報が必要となる。すなわち、アクセス許可証と相互に合意する条件を含む契約書などが代わりとなる。

## EU規則「コレクション登録簿」の登録要件

博物館など保存施設にとって重要なEU規則の規定に第5条「コレクション登録簿」<sup>26)</sup>がある。欧州委員会がコレクション登録簿を作成し、利用者が法的に確実にアクセスできる制度である。コレクション登録簿に記載されたコレクションから遺伝資源を獲得した場合、自己責任による自己遵守義務を果たしたものとみなされる<sup>27)</sup>。このように、コレクション登録簿に記載されたコレクションは今後名古屋議定書実践に重要な役割を果たすことになると考えられる。

コレクション登録簿に記載されるために必要な5つの能力があげられており<sup>28)</sup>、主に所蔵する遺伝資源を第三者に移転する際の規定事項がある。特に重要なのは、アクセスおよび利益の配分に関する提供国の法令又は規則並びに相互に合意する条件に従って取得されたことを証明する文書を遺伝資源の移転に伴う<sup>29)</sup>ことである。つまり、登録コレクションの移転可能な遺伝資源は、遵守証明書があるものに限られるということである。

EU規則を具体的に実施するための実施細則の中に、コレクション登録簿に記載されるために必要な情報が公表されている<sup>30)</sup>。更にコレクション登録簿への登録方法とその申請形式もEU実施細則にある<sup>31)</sup>。登録簿に記載されたコレクションは定期的な査察が行われる。

## 日本政府の行う名古屋議定書国内措置

日本は2011年5月に名古屋議定書に署名している。日本が名古屋議定書へ署名した意味は、国家が名古屋議定書の内容に基本的な賛意を表明し、国家が議定書に拘束される意志を表明することである。

第10回締約国会議で決定された愛知目標の第16番は、「遅くとも2015年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施する」となっており、日本国は愛知目標第16番を達成することを目指すことを表明していた。

日本では名古屋議定書批准に向け、2012年9月からあり方検討会を開始し、関係者、有識者からの意見を集め、2014年3月に報告書が作成された<sup>32)</sup>。現在関係省庁間で協議を行っている(2016年6月時点)。

日本国が名古屋議定書を批准するためには、日本国がその条文に記載された義務を果たすことが必要であり、そのためには条文に従った国内の制度を創設しなければならない。具体的には、名古屋議定書第15条、第16条の利用者遵守の日本政府による遵守確認制度であり、第17条第1項の日本政府による利用の監視制度である。

利用者遵守の確認制度も利用の監視制度も日本の利用状況に応じて、日本政府が独自に決めることが可能である。新制度は適当で、効果的、均衡のとれた、透明性の高い立法上、行政上又は政策上の制度でなければならない。学術研究に対しては実効性のある簡易な制度設計が求められる。

更に、制度は国際的でなければならない。欧州ではすでにEU規則が実施されている。EU規則と乖離した独自制度は利用者に二重の制度対応を迫ることになり、混乱を招き、最終的には実行不可能な制度となる可能性が生じる。国際的な研究活動をしている研究者は、安易な制度より厳格な制度に対応しなければならないからである。

日本政府は提供国制度には関与しない。内政干渉に発展する可能性があるからである。むしろ逆に、提供国の違反申し立てに対して協力しなければならない<sup>33)</sup>。したがって、日本に国内措置ができて、利用者が自前で提供国制度に対応し、アクセスと利益配分に関する法令や規則を遵守することについては1993年以来何の変わりもない。

## 欧州の学会や研究機関 特に欧州分類施設連合の取り組み

欧州連合の学会や研究機関はEU規則作成のための議論に参加することにより、名古屋議定書を理解し、学会や研究機関内で普及・啓発を図ってきた。この活動を通じて、欧州の学会や研究機関は参加者の名古屋議定書遵守のモチベーションを向上させ、独自の遵守体制・制度を確立しつつある。

学会や研究機関の名古屋議定書遵守制度を概観すると、主に次の3点を考えていることがわかる。いわゆる名古屋議定書遵守のための三種の神器である。一つは組織の遵守姿勢を示した宣言や原則の確立がある。基本的な遵守姿勢を覚えやすいモットーのような形で公開するために作成された宣言もあれば、組織内の徹底を図る目的で作成された機関原則のようなものもある。いずれにしても、シンプルな形をとり、どのようなときでも思い出し使いやすい形のものが多い。学会や研究機関の結束を高め、社会的責任を果たすためである。

学会や研究機関で宣言や原則が作成されると、次に作成されるのがその宣言や原則を実行する上での行動規範やガイドラインの作成がある。これは研究者のあるべき理想の姿を描き、その理想形に近づくための行動や考え方を示したものである。ガイドラインには強制力を持たせたものもある。

行動規範やガイドラインが作成されれば、それを実行するためのツールキットが多数準備されるのが

通例である。学会や研究機関の独自性を勘案し、研究者の実際の研究活動に即したマニュアル等が作成される。最もよく作成されるのが標準素材移転契約(Standard Material Transfer Agreement: sMTA)である。

ここで例として、欧州分類施設連合(Consortium of European Taxonomic Facility: CETAF と略)<sup>34)</sup>を取り上げる。CETAF は名古屋議定書遵守に必要なパッケージをすでに発表している<sup>35)</sup>。パッケージには、アクセスと利益配分に関する行動規範、生物学的素材の利用に関する宣言、アクセスと利益配分に関するベストプラクティス、用語解説、非金銭的と金銭的利益配分が含まれる。付属文書として三種類の標準素材移転契約書が用意されている。

CETAF の提供するアクセスと利益配分に関する行動規範は、名古屋議定書が発効した2014年10月12日以降に行われる生物素材を利用する研究に関して、会員が守るべき規範が述べられている。分類学施設が日常行う行為である、生物素材の取得、遺伝資源の利用、第三者への生物素材の供給、契約書面の利用、遺伝資源に関係する伝統的知識、利益配分、キュレーション、方針について行動規範が示されている。特に方針について興味深いのは、新たに標本を入手する場合の方針とコレクションから標本削除の方針がある。

更にツールキットとして、三種類の標準素材移転契約書<sup>36)</sup>が作成されている。第一の標準素材移転契約書は所有権の変更を伴わない場合の素材移転契約であり、標本の貸し出し等に用いられる。第二の標準素材移転契約書は永久の所有権変更を伴う場合である。第三の標準素材移転契約書は、永久の所有権変更を伴うのは第二の標準素材移転契約書と同じであるが、生物素材を寄贈者等から受け入れる場合に用いられ、供給元が標準素材移転契約書を用意しない場合を想定している。

#### 名古屋議定書時代に予想される問題：提供国で起こる可能性のあること

開発途上国を中心とする提供国の国内措置は現在整っているとはいえない。しかし名古屋議定書時代を迎え、日本や欧州の資金援助によっていわゆるキャパシティービルディングが進み、多くの国がアクセスと利益配分に関する制度を急速に整備するものと予想される。それに伴い、いままで見過ごされていた無許可や不正な遺伝資源取得に対して取り締まりや罰則を強化する可能性がある。

すでに提供国の国内措置が整備されているインドでは、不正入手を非難するキャンペーンが盛んになってきている。2015年6月インドの新聞情報によれば、

インドケーララ州コーチン空港で日本人2人が不正にインドの遺伝資源を国外に持ち出そうとした容疑で逮捕された<sup>37)</sup>。容疑はインド生物多様性法2002の第3条違反である。インド生物多様性法2002では、インド人以外が生物資源へアクセスする場合にはインド国家生物多様性局の許可が必要である。

更に、日本にいままで保存している提供国の遺伝資源に対して所有権を主張するような取り組みを提供国が始める可能性もある。また、日本の遺伝資源利用研究を学会発表や特許出願等でモニターを始めるかもしれない。すでにペルーでは特許出願監視委員会が設置され、遺伝資源を利用した世界の特許出願をモニターしている。ペルーを見習いペルーのような制度づくりをする提供国が増加しているのは間違いない。

名古屋議定書時代になれば、提供国の国民のアクセスと利益配分に関する意識が向上し、国民感情として権利を主張する可能性が高い。国民運動として行われるのはいわゆるバイオバイレシー運動と呼ばれる活動である。世界各国にあるNGO団体が中心となり、国民感情に訴えて無許可や不正取得の遺伝資源の利用を非難する。このような運動は国民感情が基本にあるため、容易に解決できないのが現状である。

#### 名古屋議定書時代に予想される問題：利用国で起こる可能性のあること

提供国で行われた法令の不遵守行為は、提供国内で完結する可能性は低い。インターネット時代では、情報は直ちに世界中に拡散する。従って、日本国内への影響は少なからず発生する可能性がある。

特に学術研究であれば、多くの場合公的資金を得ているので、公的資金提供機関への報告は必ず行う必要がある。単なる事実報告だけで済めばよいが、通常は再発防止対策も報告することになる。その場合、当然再発防止策を確立した上での報告になる。また、名古屋議定書時代になれば、公的資金提供機関がアクセスと利益配分に関するガイドライン等を作成し、不正再発防止について何らかの処置をとる可能性もある。名古屋議定書以前からドイツでは公的資金申請時に提供国法令遵守に対するチェックが入るというガイドライン<sup>38)</sup>が整備されている。

名古屋議定書時代になれば、日本国内でも利用国としての国内措置が作られる。遺伝資源利用者は日本の国内措置を遵守しなければならない。日本の国内措置がどのようなものになるかは現在不明であるので、それが発表された時点で改めて議論したい。

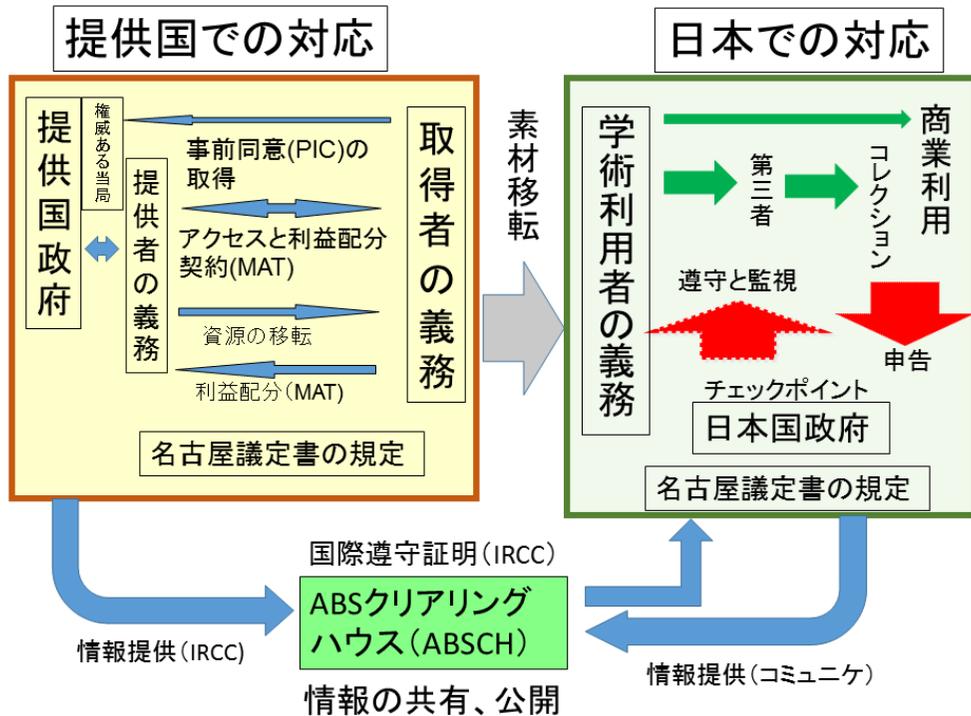


図2. 今後の遺伝資源利用の際に遵守しなければならないこと。

しかし、最低要件として、遵守の報告または申告義務を含むことは確実であると考えられる。利用者の報告または申告が利用国制度の出発点となるからである。EU 規則やその他の利用国の国内措置案などからすると、公的資金を受給している研究者にこの報告または申告義務が課される可能性が高い。

すでに論じたように、欧州連合では EU 規則をはじめアクセスと利益配分に関する利用国措置が整備され実行されている。利用国における利用者の遵守義務が確立されつつあり、例えば米国の研究関連機関でも EU 規則遵守の傾向を見せ始めている。

利用者が考えなければならないことは、どこの利用国の国内措置のレベルに合わせて自身の遵守義務を設定するかということである。日本国内のみの研究活動に将来とも限定し、欧州等の研究者との交流をしないのであれば、日本の国内措置を遵守すれば済むであろう。しかし、大部分の研究者は海外の研究者となんらかの研究交流活動を行うと考えられる。国際学会あるいは欧米の論文誌等のかかわりを持つ可能性が高い。その場合、少なくとも EU 規則水準の遵守姿勢が必要であると考えられる。

欧州連合諸国から保存遺伝資源の借入れ/分譲の依頼があった時、貸し出す日本人研究者は EU 規

則に従っている遺伝資源しか移転できない。なぜなら欧州連合の研究者は EU 規則によってその自己責任による自己遵守を果たさなければならない、EU 規則に当てはまらない遺伝資源を利用することができないからである。最近、欧州連合の研究者から借入れ/分譲依頼がある場合、素材移転契約書の中に出所保証を求める動きが多くなっているのがその兆候である。

名古屋議定書時代を迎え、欧州連合を中心に学会や研究機関が名古屋議定書遵守のための行動規範やガイドラインを設定するようになる。当然学会等の参加者は学会の決めたアクセスと利益配分に関する行動規範やガイドラインに従わなければならない。不遵守の場合の措置が含まれている場合には、学会への論文発表不許可などの措置が行われると考えられる。また、欧州連合のコレクション登録簿に記載されたコレクションのガイドラインでは、従わない場合標本の受託拒否制度ができる可能性が高い。

#### 甲虫学会員が遵守すべきこと

研究者は名古屋議定書を遵守する社会的責任がある。研究成果の発表、保存遺伝資源の保存所あ

るいは第三者への移転、特許出願など研究活動で、その遵守に対するチェックが行われるであろう。研究者および研究機関は名古屋議定書に対する認識を向上させ、それに対応することが急務と考えられる。

### 甲虫学会で考えるべき課題

名古屋議定書時代を迎え、甲虫学会に参加している研究者や収集家にも名古屋議定書遵守の義務が生じる。しかし研究者や収集家が急速な変化についていけず、個人で提供国あるいは利用国の国内措置に対応することは困難である。

甲虫学会は、このような学会員の状況を理解し、支援する仕組みを考案する必要がある。まず、学会員に対する普及・啓発活動を強化することが第一の行動であろう。学会誌や大会などの手段を使って普及・啓発活動を行わなければならない。学会員に対して、名古屋議定書時代を迎え、「やってられない」では済まない状況になっていることを理解してもらわなければならない。そのため、ABS 学術対策チームを利用していただきたい。

普及・啓発活動に平行して、学会員の実情を把握し、課題の抽出を行う必要がある。甲虫学会として特徴的な課題を明確に理解した上で、それに対する対策を議論する必要がある。これらの議論を経たのちに、学会としての行動規範あるいはガイドラインを策定することを薦める。現在、欧州の多くの学会あるいは保存施設団体では、独自の行動規範・ガイドラインの作成に取り組んでいる。CETAF の取り組みは先に紹介した。また、国立科学博物館では遺伝資源の取り扱いに関する基本方針を公表している<sup>39)</sup>。

ABS 学術対策チームは、名古屋議定書対応のあり方についてガイダンスを作成し公開している。ここでは、遺伝資源の取得、利用、管理、第三者移転、記録、契約などについて考え方を示している。これを参考にして独自の行動規範・ガイドラインを学会として作成されることを切望する。

### 不明確、不十分な遺伝資源の取り扱い

最も重要な課題として、1993 年以降に収蔵した遺伝資源について生物多様性条約遵守が不明確、不十分な場合と考えられる。日本国は名古屋議定書に署名しているものの批准はしていないので、2016 年 6 月現在日本国内では名古屋議定書の効力が及ぶことはないが、それを尊重するという微妙な立場にある。

不明確、不十分な遺伝資源の取り扱いについて

欧州連合の学会、保存機関でも議論されており、いくつかの考え方が提案されている。例えば、世界微生物保存連盟 (World Federation for Culture Collections: WFCC) の作成した行動規範<sup>40)</sup>には、不明確、不十分な遺伝資源の合法化方法が記載されている。しかし、この方法は微生物に限定された方法であり、その他の保存遺伝資源に適用可能かどうかは検討の余地がある。

不明確、不十分な遺伝資源な甲虫学会関連の遺伝資源の取り扱いについて、甲虫学会が学会として出所について責任を取り、出所保証を行う方法が考えられる。あるいは、甲虫学会が不明確、不十分な遺伝資源の取り扱いについてガイドラインを定める方法がある。その中で、甲虫学会が学会としての取り扱い基準を定め、それに基づいて対象遺伝資源の重要性を判断し、重要性の高いものについては甲虫学会が出所を保証する方法である。あるいは、判断基準のみを公開し、各研究機関の自主判断に任せる方法も考えられる。判断基準は、学会としての重要性とリスク分析について段階的に基準を設けることが考えられる。

### 個人収集家の遺伝資源寄贈

次に課題となるのは、個人収集家からの標本寄贈であると思われる。名古屋議定書遵守の考え方からすると、個人収集家からの受け入れ基準を甲虫学会として作成することが基本であると考えられる。策定された受け入れ基準に従って各研究・保存機関に判断してもらう方法が考えられる。

小規模で単一の提供国の収集標本の場合、不明確、不十分な遺伝資源は、メリットがなければ受け入れないのが原則である。単一の提供国でアクセスと利益配分制度がある国であれば、寄贈者または受領者が改めて政府許可を取得すれば法的に受け入れ可能となる。その際、分類学研究用のみ利用するという明確な理由で申請することが重要である。提供国が不明な場合、貴重な資料であれば受け入れ、その事実を公開した上で名古屋議定書第 10 条の地球規模の利益配分の仕組みに従って利益配分をすることを表明することも考えられる。記念標本館組織を形成するのも一つの案である。

大規模かつ複雑な収集物で不明確、不十分な遺伝資源の寄贈を受けた場合、利用（展示等）を行う予定がない場合はリスク分析をせず、預かるのみとする選択肢が考えられる。利用を想定する場合、収集物の履歴（いつ収集したか、収集した時政府の許可は必要だったか等）の分析を行う。法的なリスクを考え、改めて提供国の許可取得を目

指すことになる。その場合、提供国の非難リスクへの対応策は必要と考えられる。提供国への返還も考慮すべきであろう。

#### 引用文献

- 1) 生物多様性条約第 15 条第 1 項
- 2) 生物多様性条約第 15 条第 3 項
- 3) 生物多様性条約第 15 条第 4 項
- 4) 生物多様性条約第 15 条第 5 項
- 5) <http://www.env.go.jp/en/nature/biodiv/abs/index.html>
- 6) 生物多様性条約第 15 条第 7 項
- 7) 名古屋議定書付属書
- 8) [https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/879DF138-1407-CAE9-86DE-E4B1E3ABF08E/attachments/Biological\\_Diversity\\_Act\\_2002.pdf](https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/879DF138-1407-CAE9-86DE-E4B1E3ABF08E/attachments/Biological_Diversity_Act_2002.pdf)
- 9) <https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/F1C0DE87-058E-BADA-4426-907F0C1F5909/attachments/Biological%20Diversity%20Rules%2C%202004.pdf>
- 10) [https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/E9B01EDF-9973-167E-AEDD-5C988379E29F/attachments/Guidelines%20on%20Access%20and%20Benefit%20Sharing\\_%20India%202014.pdf](https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/E9B01EDF-9973-167E-AEDD-5C988379E29F/attachments/Guidelines%20on%20Access%20and%20Benefit%20Sharing_%20India%202014.pdf)
- 11) National Biodiversity Authority:NBA と 略 ; <http://nbaindia.org/>
- 12) REGD. NO. D. L. -33004/99, MINISTRY OF ENVIRONMENT, FORESTS AND CLIMATE CHANGE (National Biodiversity Authority) NOTIFICATION, New Delhi, the 21st of November, 2014
- 13) 名古屋議定書第 15 条第 1 項
- 14) 名古屋議定書第 15 条第 3 項
- 15) 名古屋議定書第 17 条第 1 項 (a)(i)
- 16) <https://absch.cbd.int/>
- 17) 名古屋議定書第 17 条第 1 項 (a)(iii)
- 18) 名古屋議定書第 17 条第 2 項
- 19) 名古屋議定書第 17 条第 3 項
- 20) REGULATION (EU) No 511/2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on compliance measures for users from the Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization in the Union,<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0511&from=EN> (環境省訳 URL: [http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/foreign\\_measures/EU\\_ABS\\_Regulation\\_2014.pdf](http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/foreign_measures/EU_ABS_Regulation_2014.pdf))
- 21) EU 規則第 11 条第 1 項
- 22) COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU)

- 2015/1866 of 13 October 2015 laying down detailed rules for the implementation of Regulation (EU) No 511/2014 of the European Parliament and of the Council as regards the register of collections, monitoring user compliance and best practices
- 23) 2015 No. 821 ENVIRONMENTAL PROTECTION The Nagoya Protocol (Compliance) Regulations 2015
  - 24) EU 規則第 4 条第 1 項
  - 25) EU 規則第 4 条第 3 項
  - 26) EU 規則第 5 条第 1 項
  - 27) EU 規則第 4 条第 7 項
  - 28) EU 規則第 5 条第 3 項
  - 29) EU 規則第 5 条第 3 項 (b)
  - 30) EU 実施則第 2 条
  - 31) EU 実施則第 3 条, 付属書 1
  - 32) <http://www.env.go.jp/press/files/jp/24152.pdf>
  - 33) 名古屋議定書第 15 条第 3 項
  - 34) <http://cetaf.org/>
  - 35) CETAF CODE OF CONDUCT & BEST PRACTICES FOR ABS (ACCESS & BENEFIT-SHARING), [http://cetaf.org/sites/default/files/final\\_cetaf\\_abs\\_coc021015.pdf](http://cetaf.org/sites/default/files/final_cetaf_abs_coc021015.pdf)
  - 36) Provision of Material with NO change in ownership, [http://cetaf.org/sites/default/files/final\\_cetaf\\_mta\\_1\\_provision\\_no\\_change\\_in\\_ownership.pdf](http://cetaf.org/sites/default/files/final_cetaf_mta_1_provision_no_change_in_ownership.pdf)  
Provision of Material WITH change in ownership, [http://cetaf.org/sites/default/files/final\\_cetaf\\_mta\\_2\\_provision\\_change\\_in\\_ownership\\_0.pdf](http://cetaf.org/sites/default/files/final_cetaf_mta_2_provision_change_in_ownership_0.pdf)  
RECEIPT of Material WITH change in ownership, [http://cetaf.org/sites/default/files/final\\_cetaf\\_mta\\_3\\_receipt\\_change\\_in\\_ownership.pdf](http://cetaf.org/sites/default/files/final_cetaf_mta_3_receipt_change_in_ownership.pdf)
  - 37) <https://in.news.yahoo.com/video/two-japanese-men-arrested-smuggling-120400233.html>
  - 38) Supplementary Instructions for Funding Proposals Concerning Research Projects within the scope of the Convention on Biological Diversity (CBD), <https://www.cbd.int/abs/doc/protocol/icnp-1/dfg-en.pdf>, [http://www.dfg.de/download/programme/sonstige/antragstellung/1\\_021\\_e/1\\_021e.pdf](http://www.dfg.de/download/programme/sonstige/antragstellung/1_021_e/1_021e.pdf)
  - 39) <https://www.kahaku.go.jp/disclosure/imgs/germplasm.pdf>
  - 40) MOSAICC: MICRO-ORGANISMS SUSTAINABLE USE AND ACCESS REGULATION INTERNATIONAL CODE OF CONDUCT Updated June 2011, <http://bccm.belspo.be/documents/files/projects/mosaicc/code2011.pdf>

(2016 年 2 月 17 日受領, 2016 年 6 月 4 日受理)

※編集部注 本文は引用文献の体裁等がこれまでの掲載論文と異なるが、法律や URL のリンクが多いため原稿そのままの体裁で掲載した。

#### 昆虫学研究器具は「志賀昆虫」へ

日本ではじめて出来たステンレス製有頭昆虫針 00, 0, 1, 2, 3, 4, 5, 6 号, 有頭ダブル針も出来ました。その他, 採集, 製作器具一切豊富に取り揃えております。

〒 142-0051  
東京都品川区平塚 2 丁目 5 番 8 号  
郵便振替 00130-4-21129  
電話 (03) 5858-6401 (ムシは一番)  
FAX (03) 3784-6464

(カタログ贈呈) (株) 志賀昆虫普及社

#### ◇学会の発行物・バックナンバーの販売委託先◇

昆虫文献 六本脚

〒 102-0075 東京都千代田区三番町 24-3

三番町 MY ビル 3 階

TEL: 03-6825-1164

FAX: 03-5213-1600

E-mail: [roppon-ashi@kawamo.co.jp](mailto:roppon-ashi@kawamo.co.jp)

URL: <http://kawamo.co.jp/roppon-ashi/>